

厚生年金基金令等の一部を改正する政令要綱

第一 厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）の一部改正

一 単独事業主が厚生年金基金（以下「基金」という。）を設立する場合の人数要件を千人とし、複数事業主が設立する場合の人数要件を五千人とすること。（第一条関係）

二 基金及び厚生年金基金連合会（以下「連合会」という。）が支給する老齢年金給付について、年三回以下の支給を認める額を引き上げるとともに、各基金及び連合会において支払期月を設定できることとする。（第二十八条関係）

三 責任準備金相当額の計算における予定利率を、年三分二厘とすること。（第五十五条関係）

四 健全化計画を作成すべき基金の要件並びに健全化計画の期間及び記載事項を定めること。（第五十五条の二及び第五十五条の三関係）

五 過去期間代行給付現価と責任準備金相当額との間に乖離が生じた際に政府が負担する額の交付の方法及び当該過去期間代行給付現価の計算方法を定めること。（第六十条の二関係）

六 代行保険料率の算定において調整を行う場合を、責任準備金相当額が過去期間代行給付現価の一・五

倍を上回った場合とすること。（第六十条の三関係）

七 解散する日において年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を下回っていると見込まれる基金における責任準備金相当額の納付の特例の要件等を定めること。（第六十四条、第六十五条、第六十六条及び第六十七条関係）

八 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）の一部改正

一 国民年金基金が他の法人に業務の一部を委託する場合の要件等を定めること。（第十九条の二、第二十条及び第二十条の二関係）

第三 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成六年政令第三百四十八号）の一部改正

一 免除保険料率の範囲は、千分の二十四から千分の五十までとし、責任準備金相当額が過去期間代行給付現価の一・五倍を上回った場合の免除保険料率の範囲は、零から千分の五十までとすること。（第二

十二条関係）

第四 施行期日

この政令は、国民年金法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十七年四月一日）から施行すること。